

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下は、当センターの平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）における各勘定の業務の実績について記載しています。

【一般勘定】

（1）国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等の財産管理に資するための情報収集及び情報提供を図るとともに、専門家による法律相談を実施しました。

【実績】

相談等の内容	処分関係	維持・管理	その他	計
件数	14 (0)	7 (7)	9 (6)	30 (13)

※（ ）は法律相談で内数

（2）寄附金の受入れ及び配分

平成18年3月に、当センターの業務に理解の深い企業を訪ね、制度の趣旨の理解と啓発を行いました。その結果、2社からは、寄附について理解が得られたものの、結果として本年度の受入れには至りませんでした。

このため、平成18年度は、当センターの寄附金を活用した経営支援事業を、より多くの企業等に理解してもらうため、パンフレット「寄附金募集のご案内」を作成し、理事長・理事を中心に直接企業を訪問し、趣旨の理解と啓発を行いました。

今後も、企業等に制度の趣旨を理解してもらうため、パンフレットの配布、啓発を積極的に行うこととしています。

（3）高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

① 大学の財務・経営に関する調査研究活動

ア 次の2点を主要課題とするプロジェクト研究を実施しました。

- a 法人化後の国立大学の実態調査結果に対して基礎的な分析を行い、法人化前の状況と対比しながら、現況を速報的に情報提供すること。
- b 法人化後の国立大学の実態調査結果に対して詳細な分析を行い、法人化前後の変化をより実証的に明らかにし、情報提供すること。また、先進的事例に関する情報収集を行い、分析対象に加えること。

イ 国立大学法人の財務・経営の実態に関する総合的研究

a 法人化後の実態調査（基礎的分析）

平成18年1月に実施した学長等（担当理事を含む）を対象としたアンケート調査の基礎的分析を行い、その結果を平成18年6月に『国立大学の財務・経営の実態に

関する全国調査 中間報告書』およびその別冊（自由回答の抜粋）として取りまとめ、公開しました。

b 法人化後の実態調査（詳細分析）

上記の基礎的分析の結果を踏まえ、組織、財務、人材、施設の4つの側面から集中討議と詳細な分析を行い、その分析結果については、平成19年3月に『国立大学法人の財務・経営の実態に関する総合的研究』として報告書の形に取りまとめました。その他に、本年度は、アンケートへの記載事項を実地に確認し、国立大学法人化後3年目の実態を把握するため、5大学（東北大学・鹿児島大学・神戸大学・愛知教育大学・熊本大学）への訪問調査を実施しました。

② 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

ア 米国における先進的学内資金配分システムについて調査・研究

米国州立大学における先進的学内資金配分システムについて調査・研究を行いました。（インディアナ大学）

イ ニュージーランドにおける高等教育財政と予算配分制度改革についての調査・研究

ニュージーランドにおける2002年の教育法改正以降の高等教育政策の転換と予算配分制度改革の動向について調査・研究を行いました。

ウ 欧州における高等教育圏構想と財政システムについて調査・研究

平成19年3月にポルトガルのリスボンで開催された欧州大学協会（EUA）の第4回総会に参加し、欧州高等教育圏（EHEA）構想の進展状況と課題について調査を行いました。

③ 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

ア 関係資料の収集

「平成18年度版国立大学の財務」を刊行しました。また、平成17年度の国立大学法人の財務諸表とその他財務資料（予算、収支計画、資金計画）等を収集しました。

イ 国立大学法人の財務・経営に関する分析

財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行いました。

④ IMHE事業等への参加

当センターは、OECDの高等教育経営研究事業（IMHE）と英国の高等教育ファンディング・カウンシル（HEFCE）の共同提案による「国際高等教育財政経営プロジェクト」に参加しています。

平成18年度は、平成19年3月にポルトガルのリスボンで開催された欧州大学協会（EUA）の第4回総会に参加し、ファンディングに関する分科会へ参加しました。また、北京大学における「日中高等教育財政シンポジウム」（平成18年9月17～18日）において、日本の公立大学の財政基盤と地方交付税の果たしている役割について研究発表を行いました。さらに、ニュージーランドのオタゴ大学との共催で国際シンポジウム「大学マネジメント」（平成18年7月28日・オタゴ大学）を開催し、日本の国立大学の目標管理型マネジメントの課題と財務分析結果について報告を行いました。

⑤ 調査研究成果の公開

高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会、研究紀要の刊行等を行いました。

(4) セミナー・研修事業の開催・実施

平成18年度のセミナー・研修事業の実施については、センター法、国立大学法人法及び当センターの中期目標等の趣旨に沿って、受講対象者の意向等を踏まえ、以下のセミナー・研修を開催、実施しました。なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしています。

① 大学トップマネジメントセミナー

ア. 大学マネジメントセミナー（財務・経営戦略編）

対 象 者：各国立大学法人等の役員等

開 催 日：平成18年10月4日（水）

場 所：学術総合センター

参加者数：154名

イ. 国立大学病院経営セミナー

対 象 者：各国立大学法人の学長、役員、事務局長、財務部長、病院長等

開 催 日：平成18年11月1日（木）・2日（金）

場 所：学術総合センター

参加者数：175名

② 大学マネジメントセミナー（財務・会計編）

対 象 者：各国立大学法人等の担当理事、事務局長、担当部長

開 催 日：平成18年10月5日（木）

場 所：学術総合センター

参加者数：184名

③ 大学職員マネジメント研修

対 象 者：各国立大学法人等の財務担当課長、係長

開 催 日：平成19年2月7日（水）～8日（木）

場 所：学術総合センター

参加者数：218名

(5) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、次のとおり刊行物などを通してマネジメントに関する情報の提供及び交流を行いました。

- ① 財務・経営に関する調査研究成果の提供
- ② 「国立大学法人経営ハンドブック」第3集等の作成
- ③ 「国立大学の財務」（平成18年度版）の刊行・提供
- ④ 「国立大学法人等財務管理に関する協議会」の開催等
- ⑤ 「国立大学F&Mマガジン（メールマガジン）」の創刊

(6) 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営に関し、次の協力・助言を行いました。

① 共通課題の情報提供と国立大学等の求めに応じた経営相談

平成18年9月1日に「経営相談室」を設置し、文部科学省等の支援・協力の下、現場実務に着目した経営サポートによる経営支援・相談事業を開始しました。また、当センターのホームページに経営相談室専用のページを設け、8大学12件の経営改善方策の事例を掲

載するとともに、先進事例を「17事業年度取組事例」として掲載しました。さらに、サビー（文書検索）システムを活用して、経営情報として新聞記事、雑誌掲載記事などの把握、収集に努めました。

② 不用教育研究用機器の有効活用

本年度は、(独) 高エネルギー加速器研究機構等から33件のリユース登録がありました。なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしています。

(7) 大学共同利用施設の管理運営

平成18年度は大学共同利用施設の更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、来年度から本格的に稼働させるべく運用にあたっての試行・検証を行いました。

(8) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

平成18年度は、前年度に作成した仕様書（案）に基づき、具体的なデータベースシステムの構造、Webシステムの構造等について検討を重ね、国立大学法人の財務概要及び特性別・規模別等による財務諸表と財務比率（財務の健全性・安全性、活動性、発展性等）等で構成する情報提供システムを構築しました。

【施設整備勘定】

以下は今後、センター債券により調達した資金を経理することとなる当センター施設整備勘定に係る平成18年度における事業の実績について記載しています。

(1) 施設費貸付事業

① 一般概況

平成18年度は、施設費貸付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、29の国立大学法人の63事業に対し、附属病院収入による債務の償還を前提として、当該国立大学法人の附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付を行いました。

なお、貸付に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づき、貸付条件、償還確実性の審査、資金の貸付の決定等について適正に実施しました。

② 貸付条件

施設費貸付事業の貸付条件は、事業区分別に以下のとおりでした。貸付条件は、当センターの貸付財源の主要な調達先である財政融資資金からの借入条件とほぼ一致しています。

区 分	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付金利
施設の設置又は整備に必要な資金	25年	5年	20年	財政融資資金借入金利と同率
設備の設置に必要な資金	10年	1年	9年	財政融資資金借入金利 +0.2%

③ 担 保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

このため、平成18年度に貸付を行った29国立大学法人からは、附属病院に係る土地等を担保として提供を受けています。

④ 貸付実績

平成18年度の貸付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(27大学法人) (49事業) 42,480	—	(27大学法人) (49事業) 42,480	(27大学法人) (49事業) 42,406	—	(5大学法人) (6事業) 274
病院特別医療 機械整備費	(14大学法人) (14事業) 23,620	—	(14大学法人) (14事業) 23,620	(14大学法人) (14事業) 23,611	—	(6大学法人) (6事業) 9
合 計	(29大学法人) (63事業) 66,100	—	(29大学法人) (63事業) 66,100	(29大学法人) (63事業) 65,817	—	(10大学法人) (12事業) 283

※ 翌年度繰越額・・・貸付の対象として予定していた国立大学法人の事業の実施期間が翌年度に延長されたことに伴い、当センターから国立大学法人への資金貸付を翌年度に繰り延べしたもの

※ 貸付不用額・・・年度当初予定していた貸付金額に対し、国立大学法人の事業費縮小により貸付する必要がなくなったもの

⑤ 調達財源

平成18年度の貸付財源は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額		前年度繰越額	予算現額		調達実績額		財政融資資金借入不用額	債券発行差金
	財政融資資金	債券発行		財政融資資金	債券発行	財政融資資金	債券発行		
施設整備費	42,480	—	—	42,480	—	42,206	—	274	—
病院特別医療 機械整備費	18,620	5,000	—	18,620	5,000	18,611	5,000	9	—
合 計	61,100	5,000	—	61,100	5,000	60,817	5,000	283	—

※ 財政融資資金借入不用額は、上記④の貸付不用額に対応するものです。

⑥ 貸付金の回収状況及び借入金の償還状況

貸付金の回収状況及び財政融資資金への償還状況は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	前年度末 債務残高	財政融資資金等への償還等				国立大学法人からの回収等		
		借入額	元 金 償還額	利 子 支払額	年 度 末 債務残高	元 金 回収額	利 子 回収額	年 度 末 貸付残高
財政融 資資金	120,610	60,817	2,121	1,791	179,305	2,121	1,908	189,303
センタ ー債券	5,000	5,000	—	58	10,000			
合 計	125,610	65,817	2,121	1,849	189,305	2,121	1,908	189,303

※ 年度末債務残高と年度末貸付残高との差額は、債券発行差金です。

※ 財政融資資金等への利子支払額と国立大学法人からの利子回収額との差額は、債券発行に係る諸費用に充当しています。

(2) 承継債務償還

① 一般概況

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています。

当該債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行いました。

② 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定める額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

③ 債務の償還状況

(単位：百万円)

区 分	債務承継額	前年度末 債務残高	平成18年度			国立大学法人 からの回収額	
			元 金 償還額	利 子 支払額	年 度 末 債務残高	元 金 回収額	利 子 回収額
附属病院整備に係る 債務	1,000,987	851,676	76,548	25,202	775,128	76,548	25,202
附属病院整備以外に 係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	851,676	76,548	25,202	775,128	76,548	25,202

※ 承継債務のうち「附属病院整備以外に係る債務」は、平成16年度で全ての償還が終わりました。

(3) 施設費交付事業

① 一般概況

施設費交付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、90の国立大学法人等の91事業に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行いました。

なお、交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）等に基づき、適正に実施しました。

② 交付財源

ア. 法人設立当初に旧国立学校特別会計から承継した財産

区 分	種類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現金	H16.4.1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現金	H16.4.1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現金	H16.7.1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16.4.1	297億円
合 計			624億円(※)

※ 平成18年度末現在の残高 386億円

イ. 国立大学法人等からの財産処分収入納付金

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一定割合（27頁「※一定割合」をご参照下さい。）を当センターへ納付してもらう仕組みとなっています。

平成18年度は、12国立大学法人等から1,195百万円の納付がありました。

③ 交付実績

平成18年度の交付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額 (交付決定額)	支払済額	確定額	翌年度繰越額	不用額
営 繕 事業費	(90大学法人等) (90事業) 5,600	—	(90大学法人等) (90事業) 5,347	(90大学法人等) (90事業) 5,347	(90大学法人等) (90事業) 5,333	—	(1大学法人) (1事業) 14
不動産 購入費	(1大学法人) (1事業) 3,000	—	(1大学法人) (1事業) 3,000	(1大学法人) (1事業) 3,000	(1大学法人) (1事業) 3,000	—	—
総 計	(90大学法人等) (91事業) 8,600	—	(90大学法人等) (91事業) 8,347	(90大学法人等) (91事業) 8,347	(90大学法人等) (91事業) 8,333	—	(1大学法人) (1事業) 14

- ※ 支 払 済 額・・・国立大学法人等の請求に基づき、国立大学法人等に対し概算払いにより支払いを行ったもの
- ※ 確 定 額・・・交付事業額として確定したもの
- ※ 翌年度繰越額・・・交付決定した国立大学法人等の事業の実施期間が翌年度に延長されたことに伴い、当センターから国立大学法人等への資金支払いを翌年度に繰り延べしたもの
- ※ 不 用 額・・・交付決定額に対し、国立大学法人等の事業費の縮小により、事業の確定後に還付を受けたもの

(4) 旧特定学校財産の管理処分

- ① 当センターは法人設立当初、施設費貸付事業の財源に充てるため、旧国立学校特別会計から、以下の財産を承継しました。

区 分	面積	評価額	状 況
大阪大学医学部等跡地 (大阪市北区中之島)	126㎡	7百万円	平成17年度売却済み
広島大学本部地区跡地 (広島市中区東千田町)	68,334㎡	99億円	平成16年度一部(2万2千㎡)売却済み
東京大学生産技術研究所跡地 (港区六本木)	29,988㎡	199億円	国立新美術館用地として貸付

- ② 上記財産の平成18年度における管理処分状況は以下のとおりです。

ア. 広島大学本部地区跡地の状況

地元自治体である広島市と取得について協議を行っています。

イ. 東京大学生産技術研究所跡地の状況

平成18年5月末迄は国立新美術館建設用地として文化庁に、国立新美術館竣工後の平成18年6月以降は国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館にそれぞれ貸付を行いました。

(5) 損益の状況

施設整備勘定の平成18年度の経常利益は、△6,472百万円となっています。これは施設費交付事業に要した経費は、センター法第15条第5項の積立金を取り崩して充当するという制度設計によるものです。施設費交付事業として国立大学法人等に交付した施設費交付金は経常費用に計上されることとなりますが、会計処理上、見合いの経常収益が計上されないため、経常利益は一旦赤字となります。その後、当該経常利益の赤字に見合う額のセンター法第15条積立金取崩額が計上されて、結果的に当期総利益は損益均衡となる仕組みとなっています。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成18年度
経常費用	35,373
経常収益	28,901
経常利益	△ 6,472
当期純損失	6,472
センター法第15条積立金取崩額(※)	6,472
当期総利益	—

※ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第15条第5項に基づく積立金取崩額

(6) 財産状態

施設整備勘定の平成18年度末の資産は、1,005,656百万円となっています。このうち775,128百万円は承継債務負担金債権（一年以内回収予定債権を含む。）であり、これは、国立大学法人法附則第12条第1項により、当センターが国立大学法人に対し有している債権です。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成18年度
資産の部	1,005,656
負債の部	967,028
資本の部	38,628
負債資本合計	1,005,656

2. 対処すべき課題

当センターは、中期目標・中期計画により、全ての業務の確実な実施が求められています。(当センターの中期目標・中期計画は227頁「第6 法人の参考情報」に掲載しています。)
さらに施設費貸付事業及び施設費交付事業については、以下のような課題があります。

(1) 国立大学等の施設整備

法人化後の国立大学等の施設整備の仕組みは、国からの施設整備費補助金を基本とし、それを補完するものとして当センターからの施設費貸付金（附属病院等の整備を対象）及び施設費交付金（附属病院以外の整備を対象）があります。

国立大学等の施設は、学術研究や人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国の実現を目指す我が国にとって、不可欠な基盤ですが、老朽化・狭隘化が著しく、第3期科学技術基本計画（平成18年閣議決定）などにおいても、その改善が最重要の課題とされています。

当センターにおいては、国と一体となって国の施設整備計画に従い施設費貸付事業及び施設費交付事業を行っており、上記の課題に対応するため、国立大学等の施設の重点的・計画的な整備を進めることが求められています。

(参考)

科学技術基本計画（抜粋）

平成18年3月28日閣議決定

3. 科学技術振興のための基盤の強化

(1) 施設・設備の計画的・重点的整備

世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。

その際、特に大学には次世代をリードする研究者など優れた人材の輩出が要請されていることから、創造的な学問、研究の場にふさわしい環境・雰囲気の醸成が求められる。

① 国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備

国立大学等施設緊急整備5か年計画により、優先的に取り組んできた施設の狭隘解消は計画通り整備されたものの、老朽施設の改善は遅れ、その後の経年等による老朽改善需要とあいまって、老朽施設は増加した。また、平成13年度以降新たに設置された大学院への対応、若手研究者の教育研究活動スペース確保への対応、新たな診断・診療方法の開発に伴う研修・実習への対応など、新たな教育研究ニーズも発生している。

1960年代から1970年代にかけて大量に整備されてきた国立大学法人等の施設の老朽化が深刻化しており、機能的な観点から新たな教育研究ニーズに対応できないだけでなく、耐震性や基幹設備の老朽化など安全性の観点からも問題があるため、国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。

国立大学法人等において必要な整備面積は約1,000万平方メートルに達している。国は、

このうち、卓越した研究拠点、人材育成機能を重視した基盤的施設について、老朽施設の再生を最優先として整備する観点から、第3期基本計画期間中の5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的な整備を支援する。

また、長期借入金等により整備を進めている大学附属病院や国立高度専門医療センターについては、引き続き、先端医療の先駆的役割などを果たすことができるよう、着実に計画的な整備を進めることを支援する。

国立大学法人等は、全学的視点に立った施設運営・維持管理や弾力的・流動的スペースの確保等の施設マネジメント体制を一層強化するとともに、産業界・地方公共団体との連携強化、寄付・自己収入・長期借入金・PFI（民間資金等活用事業）の活用など、自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進することが求められる。国は、国立大学法人等のこのような改革への取組を促進するために、必要な制度の見直しを行うとともに、国立大学法人等の取組を積極的に評価した上で、優先的な資源配分を行う。

（２）大学附属病院再開発整備

国立大学の附属病院は現在、42国立大学法人に45病院が設置されており、我が国における医療水準の最先端に位置し、また、地域における医療体制の中核として、住民等への医療供給の中心的役割を果たしています。

国立大学の附属病院の施設整備は、国立大学の法人化前から、財政融資資金からの借入金を財源として行われてきました。法人化後においては、当センターが施設費貸付事業として、従来同様、財政融資資金から一括して資金を借り入れるとともに、センター債券の発行を行い、それらの資金を財源として、各国立大学等へ貸し付けることとしています。

国立大学の附属病院は、医療機器の増大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化により施設が狭隘となっており、また、昭和30～40年代に建設されたものが多いために老朽化や機能劣化が著しく、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難な状況となってきました。

このため、国は将来の大学附属病院の在り方や教育・研究・診療の活性化状況を踏まえ、21世紀にふさわしい高度先進医療を行うことのできる病院として再生するよう、既存施設の点検・評価を行った上で、病院全体の再開発計画を立案し、これに基づき着実な整備を進めています。

当センターにおいては、国と一体となって、国の施設整備計画に従い、着実に施設費貸付事業を行っていくことが求められています。

(参考)

国立大学附属病院一覧

	大学名	区 分
1	北海道大学	大学病院
2	旭川医科大学	病院
3	弘前大学	医学部附属病院
4	東北大学	大学病院
5	秋田大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院
9	千葉大学	医学部附属病院
10	東京大学	医学部附属病院
		研究所附属病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院
12	新潟大学	医歯学総合病院
13	富山大学	大学附属病院
14	金沢大学	医学部附属病院
15	福井大学	医学部附属病院
16	山梨大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院
20	名古屋大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院

	大学名	区 分
22	滋賀医科大学	医学部附属病院
23	京都大学	医学部附属病院
24	大阪大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院
25	神戸大学	医学部附属病院
26	鳥取大学	医学部附属病院
27	島根大学	医学部附属病院
28	岡山大学	医学部・歯学部附属病院
29	広島大学	医学部・歯学部附属病院
30	山口大学	医学部附属病院
31	徳島大学	医学部・歯学部附属病院
32	香川大学	医学部附属病院
33	愛媛大学	医学部附属病院
34	高知大学	医学部附属病院
35	九州大学	医学部・歯学部・研究所附属病院
36	佐賀大学	医学部附属病院
37	長崎大学	医学部・歯学部附属病院
38	熊本大学	医学部附属病院
39	大分大学	医学部附属病院
40	宮崎大学	医学部附属病院
41	鹿児島大学	医学部・歯学部附属病院
42	琉球大学	医学部附属病院

(参考)

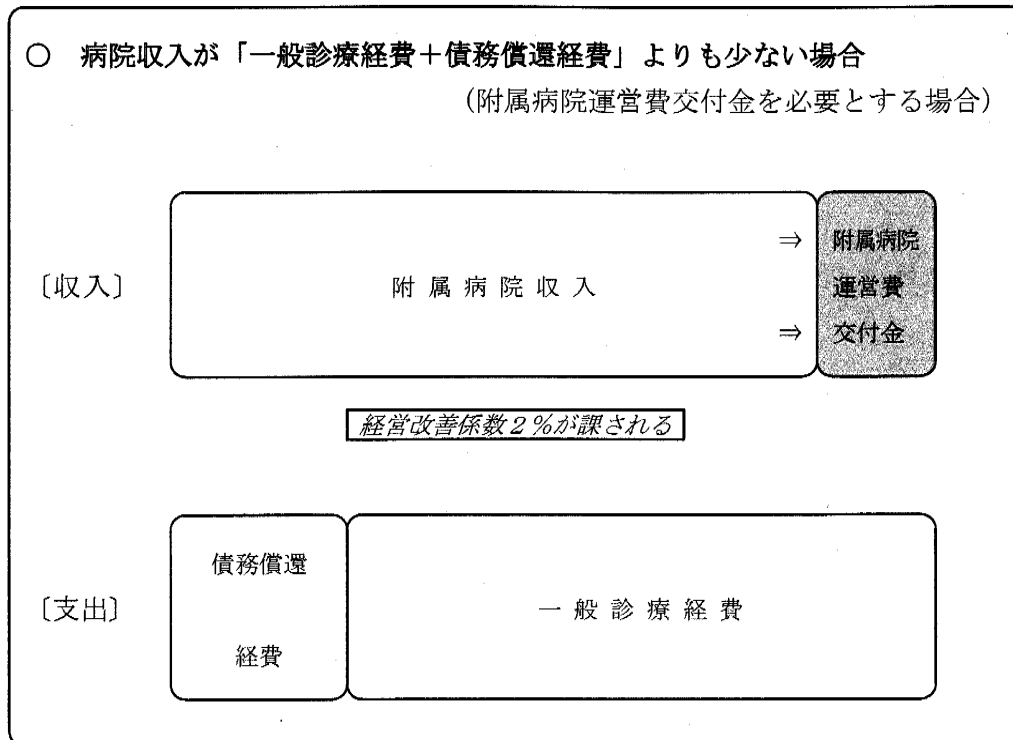
当センターの施設費貸付事業の貸付先であり、かつ、国からの承継債務の負担者でもある国立大学法人の附属病院に対しては、国から以下のような算定ルールにより運営費交付金が措置されています。

附属病院の一般診療経費に係る運営費交付金について

「一般診療経費＋債務償還経費」は、「病院収入」と「附属病院運営費交付金」で対応

○ 病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」よりも少ない場合

(附属病院運営費交付金を必要とする場合)



【注】

- ・病院収入で一般診療経費と債務償還経費を賄えない場合は、国立大学法人全体の運営において附属病院経費が負担とならないよう「附属病院運営費交付金」を措置
- ・病院収入が一般診療経費と債務償還経費の合計額と同じ、あるいは上回っている場合は、「附属病院運営費交付金」は措置されない
- ・附属病院運営費交付金を受ける附属病院については、経営の効率化を求めることとして、17年度以降『経営改善係数2%』が課される（病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」を上回る場合は、経営改善係数は課されない。）

3. 事業等のリスク

ここでは、当センターの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、平成19年12月24日現在において当センターが判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

当センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的とする国の政策を実現するための機関であり、特に国立大学等の施設の整備に関しては、国と一体となって、国が定める施設整備計画に従い事業を推進しています。このため、国の政策の変更が当センターの業務、業績に影響を与える可能性があります。

また、独立行政法人制度では、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等について有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

○ 独立行政法人整理合理化計画について

平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」において、当センターは同じ文部科学省所管の独立行政法人である大学評価・学位授与機構と統合することとされました。

現時点では統合時期などの詳細は未定です。

【独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（抜粋）】

国立大学財務・経営センター	事務及び事業の見直し
	【融資等業務】 ○融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄附金の受入れ及び配分事業を廃止する。 ○財政投融資資金によるほか、民間資金の活用観点から、現在進めている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。 【キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営】 ○キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。

	【学術総合センターの共用会議室の管理運営】 ○平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○大学評価・学位授与機構と統合する。 【組織体制の整備】 ○平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。
	運営の効率化及び自律化
	【経費節減】 ○運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 ○大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。

（参考）独立行政法人大学評価・学位授与機構とは

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする法人です。

なお、経常費用のほとんどは運営費交付金で賄われ、収支は均衡しています。

（2）金利リスク

当センターにおいては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。施設費貸付事業の財源は財政融資資金借入金及びセンター債券により調達した資金となります。

このセンター債券に係る資金については、貸付期間が調達期間を上回ることとなり、債券借換時の金利リスクを負うこととなります。また、貸付の償還条件は1年据置後9年間半年賦元金均等償還ですが、調達の償還条件は満期一括償還であり、回収原資の再運用時の金利

リスクが存在します。

これらのリスクに対応するため、附属病院の設備の設置に必要な資金の貸付については金利見直し制度を導入するとともに、平成19年度の貸付は財政融資資金借入金利に0.2%上乘せした金利で貸し付けることとしています。

(3) 旧国立学校特別会計からの承継債務

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、平成19年3月末時点で775,128百万円の債務残高があります。

この承継債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行うこととなっています。なお、国立大学法人が負担する際の金利、償還期間と当センターが財政融資資金に償還する際の金利、償還期間は一致しており、金利リスクは存在していません。

この承継債務の償還確実性を確保するため、同条第3項により、文部科学大臣が定める国立大学法人は当センターの承継した債務を保証することとされています。

(4) 流動性リスク

市場の混乱等により、当センターの資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当センターの資金調達費用が増加する可能性があります。当センターでは、資金繰り状況を常に把握するとともに、取引銀行との間に101億円の短期借入金枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

(5) 事務リスク

当センターは、役職員が正確な業務を怠る、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。当センターでは、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の実施などを通じ、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

(6) システムリスク

当センターは、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。当センターでは、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害等の未然防止及び情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(1) 平成18年度末における財政状態について

当センターにおける法人単位の総資産額は、1,015,284百万円となっています。これを勘定別にみますと、施設整備勘定の1,005,656百万円が全体の99.05%を占めています。さらに施設整備勘定における資産のうち、承継債務負担金債権（一年以内回収予定債権を含む。）が775,128百万円であり法人単位の総資産額の76.35%を占めています。一方、負債についても資産と同様に施設整備勘定が全体の99.92%を占めています。これらは、平成16年4月1日の法人化に伴い国立学校特別会計の有していた財政融資資金に対する債務を当センターが一括して承継するとともに、国立大学法人法附則第12条第1項により、当該債務の償還財源を実質的に負担する国立大学法人に対し、当センターが当該債務相当額の債権を法律上持つこととなったためです。

〈各勘定別の財政状態〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産の部	9,628	1,005,656	1,015,284
負債の部	742	967,028	967,770
資本の部	8,886	38,628	47,514
負債資本合計	9,628	1,005,656	1,015,284

(2) 平成18年度における経営成績について

当センターの法人単位全体における経常費用は、36,227百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の35,373百万円が法人単位全体の97.64%を占めています。

一方の経常収益においては、法人単位全体で29,769百万円、経常費用と同様に施設整備勘定における28,901百万円が法人単位全体の97.08%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は14百万円となっており、施設整備勘定は当期総利益が損益均衡となる制度設計のため、全て一般勘定によるものとなっています。

〈各勘定別の経営成績〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用	854	35,373	36,227
経常収益	869	28,901	29,769
経常利益	15	△ 6,472 (**)	△ 6,457
当期純利益	14	△ 6,472	△ 6,458
センター法第15条 積立金取崩額 (※)	—	6,472	6,472
当期総利益	14	—	14

※ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第15条第5項に基づく積立金

※※ 当センターの施設費交付事業は、施設費交付金として経常費用に計上されることとなり、当該費用は、当該年度の収益を控除してなお残がある場合は、経常損失に計上した後、センター法第15条第5項に規定する積立金取崩額により充当される制度設計となっています。このように、経常損失が生じているのは、施設費交付事業に係る制度設計上の仕組みによるものです。

(3) 平成18年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人会計基準に基づく財務書類として作成しています。

行政サービス実施コスト計算書は「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」との特有の観点から、損益計算を通じない場合の減価償却相当額や国の資産を利用する場合の機会費用など、損益計算書には計上されないが広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストを集約表示しています。

当センターの法人単位全体における行政サービス実施コストは、7,454百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の6,472百万円が法人単位全体の86.83%を占めています。なお、施設整備勘定の行政サービス実施コストは全て業務費用となっています。

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
I 業務費用	560	6,472	7,032
II 損益外減価償却相当額	261	—	261
III 引当外退職給付増加見積額	14	—	14
IV 機会費用	148	—	148
V 行政サービス実施コスト	982	6,472	7,454

(4) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融資を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については当センターのホームページにより公表しています。

分析に当たっては、一定の前提条件（金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して、各財投機関が財政投融資を活用している事業について、将来にわたるキャッシュフロー等を推計し、それに基づいて、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

区 分	政策コスト	分析期間
平成19年度	57億円	30年間

政策コスト分析については、221頁「第5 経理の状況 6. 平成19年度政策コスト分析」に掲載しています。